



第12期定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2024年9月27日(金曜日)午前10時
※午前9時30分よりログインいただける予定です。

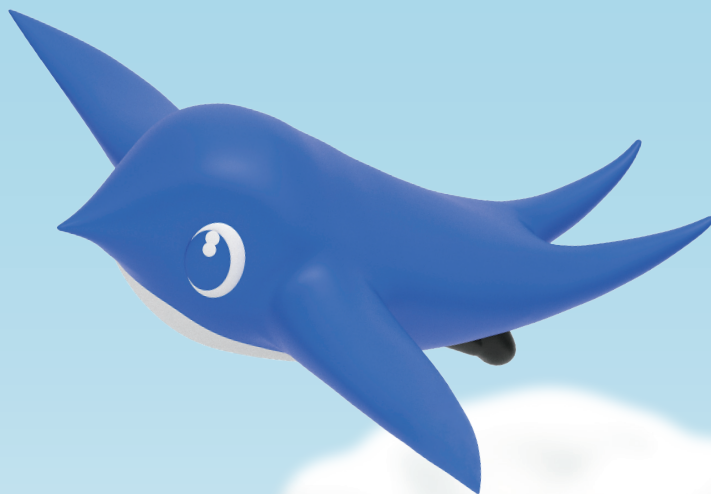
開催方法 バーチャルオンリー株主総会といたします。
下記のウェブサイトアクセスいただき、
4頁に記載の「バーチャルオンリー株主
総会に関するご案内」をご確認のうえ、
ご出席ください。

株主総会ウェブサイト
(<https://web.sharely.app/login/freee-12>)

- 決議事項
- 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役(監査等委員である取締
役を除く。)3名選任の件
 - 第3号議案 取締役(監査等委員である取締
役及び社外取締役を除く。)
に対する業績連動型株式報酬
制度の一部改定の件



パソコン・スマートフォン・タブレット
端末から招集ご通知がご覧いただけます
<https://s.srdb.jp/4478/>



フリー株式会社
Code:4478

株主の皆さまへ

株主の皆さまには、平素よりご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社は「スモールビジネスを、世界の主役に。」をミッションに掲げ、日本で唯一のスモールビジネス向け「統合経営プラットフォーム」を提供することで、だれもが自由に経営できる社会を目指しています。

当連結会計年度において、当社のサービスは 53 万以上のお客さまにご愛顧いただけるようになり、ARR (Annual Recurring Revenue) は 260 億円を突破、従業員数もグループで 1,700 名を超えるまでに成長いたしました。

また、「free 会計」や「free 人事労務」をはじめとするサービスの進化に注力するとともに、2024 年 5 月 14 日に開催した国内最大級のバックオフィスの祭典「free TOGO World 2024」では、スモールビジネス経営における 3 つの分断を解決するための「統合flow」を発表しました。

統合flow

多くのスモールビジネスが、業務が領域ごとに分断された非効率な状態にあり、またそのために経営の可視化も難しいという課題を感じています。

「統合flow」とは、当社の製品を開発していく技術的共通基盤であり、創業時から継続してきた設計思想を組み合わせたフレームワークの総称です。

業務、その裏に流れるデータ、業務を進めるためのコミュニケーションにおいて生じている分断を、それぞれ Work flow, Data flow, Communication flow によって解消します。業務とコミュニケーションが効率化し、分析しやすい一貫したデータが収集・可視化される状態を実現します。

「統合flow」をもとにプロダクト開発を進め、高いレベルの統合体験をスピード感をもってより多くの領域に提供していきます。それにより、中期経営戦略にて公表しているとおり、調整後営業利益の黒字化を実現し、株主の皆さまやお客さまなど全てのステークホルダーの皆さまから信頼していただけよう尽力するとともに、さらなる企業価値向上に努めてまいります。

株主の皆さまには引き続き格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。



フリー株式会社 代表取締役 CEO

佐々木 大輔

MISSION

スモールビジネスを、世界の主役に。

VISION

だれもが自由に経営できる統合型経営プラットフォーム。

統合flow

当社がこれまで統合型 ERP 開発を通じて蓄積してきた技術的基盤を、「統合flow」としてフレームワーク化しました。

「統合flow」に基づいて開発されたプロダクトは、業務、コミュニケーション、データの3つの分断を解決し、当社にしかできない唯一無二の価値と統合体験を届けていきます。

スモールビジネスが直面する3つの分断



業務の分断

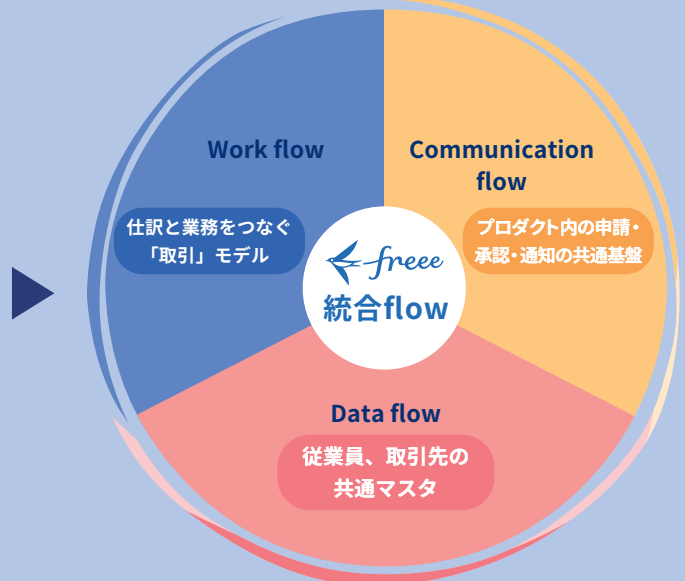


コミュニケーションの分断



データの分断

分断を解決する「統合flow」と具体例



証券コード 4478
2024年9月9日
(電子提供措置の開始日 2024年9月5日)

株 主 各 位

東京都品川区大崎一丁目2番2号
フ リ ー 株 式 会 社
代 表 取 締 役 佐々木 大輔

第12期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12期定時株主総会を次頁のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会は当社定款の定めに基づき、インターネット上のみでの開催とする場所の定めのない株主総会（以下「バーチャルオンリー株主総会」という。）といたします。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://corp.freee.co.jp/ir/stock/>

また、上記のほか、以下のウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コード（4478）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。



なお、当日バーチャルオンリー株主総会にご出席されない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年9月26日（木曜日）午後6時30分までに到着するよう、議決権行使書用紙に賛否をご記入いただきご返送くださるか、又は、インターネット等により議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

1. 開催日時 2024年9月27日（金曜日）午前10時
※通信障害等の発生により、バーチャルオンリー株主総会を上記日時に開会することが困難な場合は予備日である2024年9月30日（月曜日）午前10時より開催いたします。
※いずれも午前9時30分よりログインいただける予定です。
※当社が予備日に開催することとした場合は、当社ウェブサイト（<https://corp.freee.co.jp/ir/stock/>）で、2024年9月27日（金曜日）午前11時までにお知らせします。
2. 開催方法 バーチャルオンリー株主総会とします。下記のウェブサイトにごアクセスいただき、4頁に記載の「バーチャルオンリー株主総会に関するご案内」をご確認のうえ、ご出席ください。
株主総会ウェブサイト（<https://web.sharely.app/login/freee-12>）
3. 目的事項
- 報告事項
1. 第12期（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第12期（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度の一部改定の件

以 上

◎通信障害等により、本総会の議事に著しい支障が生じる場合は、議長が本総会の延期又は続行を決定することができることとするため、その旨の決議を本総会の冒頭において行うことといたします。当該決議に基づき、議長が延期又は続行の決定を行った場合には、上記記載の予備日である2024年9月30日（月曜日）午前10時より、本総会の延会又は継続会を開催いたします。その場合は、速やかに当社ウェブサイト（<https://corp.freee.co.jp/ir/stock/>）でお知らせいたします。

◎本総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法は、インターネットによるものとします。

◎議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱います。

◎書面又はインターネットにより事前に議決権を行使された株主様が本総会に出席し、重複して議決権を行使された場合は、本総会において行使された内容を有効なものとして取り扱います。本総会において議決権を行使されなかった場合は、書面又はインターネットにより事前に行使された内容を有効なものとして取り扱います。

◎代理人による出席を希望される株主様は、法令及び定款の定めに従い、議決権を有する他の株主様1名に委任いただくようお願いいたします。手続きの詳細に関しましては、4頁以下の「バーチャルオンリー株主総会に関するご案内」をご参照ください。

◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、監査等委員会及び会計監査人が監査した書類は、当該書面のほか、各ウェブサイトに掲載している下記の事項となります。

●事業報告

企業集団の現況に関する事項

事業の経過及びその成果

対処すべき課題

財産及び損益の状況

主要な事業内容

主要な営業所

従業員の状況

主要な借入先の状況

株式に関する事項

新株予約権等に関する事項

会社役員に関する事項

社外役員に関する事項

会計監査人に関する事項

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

剰余金の配当等の決定に関する方針

●連結計算書類

●計算書類

●監査報告

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎本総会の決議結果につきましては、書面による決議通知の発送に代えて、当社ウェブサイト（<https://corp.freee.co.jp/ir/stock/>）に掲載させていただきます。

バーチャルオンリー株主総会に関するご案内

本総会は、『バーチャルオンリー株主総会』です。株主様が実際にご来場いただく会場はございませんので、以下をご確認のうえ、オンラインでご出席くださいますようお願い申し上げます。

1. 当日のご出席方法

(1) 開催日時：2024年9月27日（金曜日）午前10時

※通信障害等が発生した場合には、予備日である2024年9月30日（月曜日）午前10時より、本総会を開催いたします。

※いずれも午前9時30分よりログインいただける予定です。

(2) アクセス方法

接続先：<https://web.sharely.app/login/freee-12>



①上記のURLをご入力いただくか、右記のQRコードを読み込み、アクセスしてください。

②接続されましたら、議決権行使書に記載されている「株主様の株主番号（議決権行使書のログインID欄に記載の8桁の数字）」「株主様の郵便番号」及び「保有株式数」を、画面表示にしたがって入力しログインしてください。

※「QRコード」は(株)デンソーウェブの登録商標です。

※ログインに関するご不明点については、下記URLよりヘルプページをご参照いただけます。
<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/articles/360051199914>

(3) 当日質問の方法

- ・ログイン後、視聴画面下部の「質問」ボタンより本総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。
- ・当日の質問は、株主総会が開会されたら入力可能となります。
- ・お一人様3問、1問につき150文字までとさせていただきます。
- ・株主総会の進行上の都合やご質問内容により、全ての質問にご回答することが難しい場合、多くの株主様にご関心があると思われる質問などを中心にご回答させていただく予定です。

(4) 動議の提出方法

ログイン後、視聴画面下部の「動議」ボタンより動議の種類を選択し、動議の内容をご入力いただき、ご送信ください。

(5) 議決権の行使方法

- ・ログイン後、議長の指示にしたがって、視聴画面下部の「決議」ボタンより賛否をご入力ください。
- ・書面又はインターネットによる事前の議決権行使を行った株主様が当日出席された場合
 - ①当日の議決権行使を確認できた時点で、事前の議決権行使を無効とします。
 - ②当日の議決権行使が確認できなかった場合、事前の議決権行使を有効とします。

2. 事前質問の方法

アクセス先URL

接続先：https://web.sharely.app/e/freee-12/pre_question



以下の期間で事前質問をお受けいたしますので、「1. (2) アクセス方法」にしたがってログインし、事前質問受付サイトより本総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。

受付期間：2024年9月6日（金曜日）0:00～2024年9月20日（金曜日）23:59

※お一人様3問、1問につき150文字までとさせていただきます。

※全ての事前質問にご回答することが難しい場合、多くの株主様にご関心があると思われる質問などを中心に、総会当日にご回答させていただく予定です。

3. 代理人による出席方法

議決権を有する他の株主様1名を代理人として、本総会にご出席いただけます。

ご希望の株主様は、株主総会に先立って当社に「代理の意思表示を記載した書面（いわゆる委任状）」のご提出が必要になりますので、以下の提出先までご送付ください。委任状の様式その他必要情報については、「4. 各種お問い合わせ先」の該当の窓口まで、余裕をもってお問い合わせください。

<代理人に関する書類の提出先>

〒141-0032 東京都品川区大崎1-2-2 アートヴィレッジ大崎セントラルタワー 21階
フリー株式会社 法務リスク管理部 株主総会担当者宛

<ご提出期限>

2024年9月26日（木曜日）午後6時30分 必着

4. 各種お問い合わせ先

お問い合わせ内容	窓口	ご連絡先
当日のログイン等に関するお問い合わせ	Sharely株式会社 フリー株式会社株主総会担当者	03-6683-7661 受付時間 2024年9月27日（金曜日） 9:00～株主総会終結の時まで
その他株主総会全般に関するお問い合わせ （代理人による出席方法含む）	フリー株式会社 株主総会担当者	freee-sokai@freee.co.jp
<障害をお持ちの株主様> 障害等の理由により株主総会に関連してお困りごとがある場合のお問い合わせ	フリー株式会社 合理的配慮委員会	disability-support@freee.co.jp

以上

注意事項

- 通信障害等への対策として、主回線に加え、予備回線を用意するほか、本総会の冒頭にて通信障害等が発生した場合における延期又は続行の決議を行うことを予定し、また、予備日を設定する方針としております。
- バーチャルオンリー株主総会へのご出席が容易となるよう、スマートフォン端末からも利用可能な専用ウェブサイトを用意し、その利便性を高めるよう努めておりますが、同ウェブサイトからのご出席が困難な株主様には、事前に書面により議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。
- 視聴される株主様の通信環境の影響により、ライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時中断などの通信障害、並びに送受信に軽微なタイムラグが発生する可能性がございます。
- ご視聴いただく際の接続料金及び通信料等は株主様のご負担となります。
- 映像や音声データの第三者への提供や公開での上映、転載・複製及びログイン方法を第三者に伝えること、またライブ配信の模様を撮影することはお控えください。
- その他配信システムに関するご不明点に関しましては、下記FAQサイトを確認ください。
<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

インターネットによる事前の議決権行使について

インターネットにより議決権を行使される場合は、以下の事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

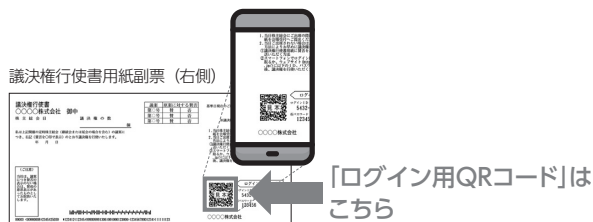
QRコードを読み取る方法



「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、
「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

1 QRコードを読み取る

お手持ちのスマートフォンにて、
同封の議決権行使書用紙副票（右側）に
記載の「ログイン用QRコード」を読み取る
※「QRコード」は(株)デンソーウェブの登録商標です。



2 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の
選択画面が表示されるので、
議決権行使方法を選ぶ

議決権行使方法の選択

〇〇〇〇株式会社

議決権行使方法の選択

期：回次株主総会
開催日：〇〇年〇月〇日
株主番号：10000000
行使できる議決権の数：1000

当社は、株主様がこの画面の手続きにしたがって議決権を行使することを承諾いたします。該当する項目のボタンを選択して次画面におすすみください。

会社提案の全ての議案を賛成とされる場合

議決権行使方法の選択

会社提案の議案について個別に賛否を入力される場合

議決権行使方法の選択

議決権行使方法の選択

議決権行使方法の選択

利用規定

利用ガイド

ログアウト

3 各議案の賛否を選択

画面の案内にしたがって
各議案の賛否を選択

会社提案

議案
〇〇〇〇の件

賛成 反対

意思表示が完了しましたら、下の確認ボタンを押してください。

確認

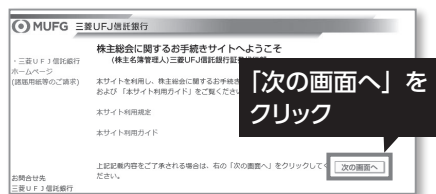
画面の案内にしたがって行使完了です。

ログインID・仮パスワードを入力する方法



1

議決権行使ウェブサイトへアクセスする



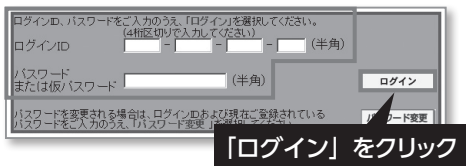
議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufig.jp/>



2

お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



議決権行使に関するよくあるご質問

- Q** 書面とインターネット等の両方で議決権行使をした場合どちらが有効ですか?

A インターネット等による議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。
- Q** インターネット等により複数回にわたり議決権を行使した場合、全て有効ですか?

A 複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

システム等に関するお問い合わせ

ヘルプデスク (三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部)

0120-173-027

(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

以降は画面の案内にしたがって
賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

当社定款を以下のとおり変更いたしたく存じます。

(1) 提案の理由

当社の事業内容の拡大等に伴い、現行定款第2条（目的）に定める事業目的の追加を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更は本定時株主総会終結の時に効力が発生するものといたします。

（下線部は変更箇所を示します。）

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(目的) 第2条 (条文省略)	(目的) 第2条 (現行通り)
(1)～(13) (記載省略)	(1)～(13) (現行通り)
(新設)	<u>(14)金融サービス仲介業</u>
<u>(14)～(16)</u> (記載省略)	<u>(15)～(17)</u> (現行通り)

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案について監査等委員会において検討がなされましたが、特段の意見はありませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

再任 男性

1	さ さ き だい すけ 佐々木 大輔 (1980年9月18日生)	■所有する当社の株式数	11,018,100株
		■取締役会出席状況	15回中15回

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2004年4月	(株)博報堂入社	2012年7月	当社設立 代表取締役CEO (現任)
2006年7月	CLSAキャピタルパートナーズジャパン(株)入社	2018年10月	フリーファイナンスラボ(株) 取締役
2007年5月	(株)ALBERT入社	2020年4月	国立大学法人 一橋大学 経営協議会委員
2008年5月	グーグル(株) (現 グーグル合同会社) 入社	2021年4月	フリーサイン(株) 取締役

(重要な兼職)
なし

■取締役候補者とする理由及び期待する役割の概要

佐々木大輔氏は、2012年の当社設立以来、当社の代表取締役として経営の指揮を執り、当社の持続的成長に貢献しました。今後、同氏が持つ創業者としての理念と強力なリーダーシップにより、当社グループの企業価値向上に向けた貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者としてしました。

候補者番号

再任 男性

2	よこ じ りゅう 横路 隆 (1984年8月24日生)	■所有する当社の株式数	2,046,100株
		■取締役会出席状況	15回中15回

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2010年4月	ソニー(株) (現 ソニーグループ(株)) 入社	2021年9月	当社取締役CTO (現任)
2012年7月	当社設立 取締役		
2015年9月	当社執行役員CTO		

(重要な兼職)
なし

■取締役候補者とする理由及び期待する役割の概要

横路隆氏は、2012年の当社設立以来、共同創業者としてプロダクト開発を牽引し、当社の持続的成長に貢献しました。その実績と経験を活かし、当社のさらなる企業価値向上の実現が期待できることから、同氏を引き続き取締役候補者としてしました。

3 ユミ ホサカ クラーク (1969年12月29日生)

■所有する当社の株式数 0株
 ■取締役会出席状況 15回中15回

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年5月	Navteq 入社	2018年9月	(株)Paidy 社外取締役
2003年1月	eBay, Inc. (PayPal, Inc.) 投資買収本部ビジネスオペレーション部長 兼 国際展開プロダクト部長	2021年3月	Quicken Inc. 統合金融サービス本部長
2007年11月	Intuit, Inc. ペイメント本部開発部長	2021年9月	当社社外取締役 (現任)
2015年1月	Capital One, Inc. コンシューマ資金移動本部長、スモールビジネス新規プロダクト開発本部長	2023年6月	OPN Holdings Co.,Ltd. Chief Transformation Officer
2018年6月	ビザ・ワールドワイド・ジャパン(株) プロダクト&ソリューション日本本部長	2024年5月	Verdigris Technologies Inc. エグゼクティブアドバイザー (現任)
		2024年5月	Kueski Inc. 取締役顧問 (現任)
			(重要な兼職) Verdigris Technologies Inc. エグゼクティブアドバイザー

■社外取締役候補者とする理由及び期待する役割の概要

ユミ ホサカ クラーク氏は、海外フィンテック企業の要職を歴任しており、伝統的な金融ネットワークと最新のアプリをつなぐ開発や開発後のスケールアップについて、豊富な経験を有しております。また、スモールビジネスセグメントに対するビジネス経験や、投資・企業買収に関する経験も豊富であり、取締役会においては積極的に当社プロダクトやビジネス、投資等に関する幅広い助言を行っております。引き続き、客観的かつグローバルな視点での当社経営に対する適切な助言を期待し、同氏を社外取締役候補者としました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. ユミ ホサカ クラーク氏は社外取締役候補者であります。また、当社は同氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届出しており、本議案が承認可決された場合、届出を継続する予定であります。
3. 当社はユミ ホサカ クラーク氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を金100万円又は同法第425条第1項に定める額のいずれか高い額に限定する契約を締結しており、同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無い場合に限られます。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。全ての候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容で更新を予定しております。
5. ユミ ホサカ クラーク氏は、社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
6. ユミ ホサカ クラーク氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本定時株主総会終了の時をもって3年でありませす。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度の一部改定の件

1. 提案の内容と理由

当社は、2021年9月29日開催の第9期定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という）向けの報酬制度として、業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という）の導入についてご承認いただいております。

今般、本制度について、2021年の制度導入時と当社を取り巻く環境が変化していることを踏まえ、企業価値の持続的な向上を図ることと併せて、業績目標の達成に対してより明確なインセンティブとすることを目的に見直しを行いました。つきましては、本議案内容に記載のとおり、本制度の一部を改定することについて、ご承認をお願いしたいと存じます。

なお、当社が、改定前の本制度に基づき、2022年及び2023年に対象取締役に交付した業績連動型株式報酬は、それぞれ、2022年10月1日から2025年9月30日まで、及び2023年10月1日から2026年9月30日までの3年間における株価に関する評価指標の達成度等に応じて当社株式を交付する制度であるため、2026年までは、改定前と改定後の本制度が併存することになります。

改定後の本制度により対象取締役に支給される金銭報酬債権の総額、及び発行又は処分を受ける当社の普通株式の上限は、2021年9月29日開催の第9期定時株主総会においてご承認いただいたものから変わらず、基本報酬及び譲渡制限付株式報酬の報酬枠とは別枠で、年間6千万円以内及び普通株式12,000株以内となります（上記のとおり、2026年までは、改定前及び改定後の本制度が併存することになりますが、合計で、年間6千万円以内、及び普通株式12,000株以内となるようにいたします。）。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

現在の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）は3名であり、本定時株主総会の第2号議案が原案どおり承認可決されますと取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）は2名となります。

2. 当該報酬制度を相当と判断する理由

本議案は、報酬委員会に諮問し、同委員会の審議を踏まえ取締役会が決定したものであり、かつ改定後の決定方針の内容に沿ったものであることから、相当であると判断しております。

また、監査等委員会からも審議の結果、相当である旨の意見表明を受けております。

3. 改定後の本制度の内容

(1) 本制度の概要

業績連動型株式報酬は、当社グループの業績目標を達成し、株主の皆様との一層の価値共有を進めるため、対象取締役に対し、毎年7月1日から翌年6月30日までの1事業年度の期間（以下、「評価期間」という）中の業績目標の達成の有無等に応じて、下記(2)のとおり算定される数の当社普通株式を評価対象期間終了後

に交付する制度とします。また、より明確な企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとするため、評価期間終了後に交付される株式については、原則として、評価期間の終了日から起算して3年が経過する日までの譲渡制限期間を設けるものとし、当社は、対象取締役との間で、大要、下記(3)に記載の譲渡制限付株式割当契約(以下、「本割当契約」という)を締結します。

したがって、業績連動型株式報酬は、業績目標の達成の有無等に応じて当社普通株式を交付するものであり、本制度の導入の時点では、各対象取締役に対して当該株式を交付するか否かは確定しておりません。

(2) 業績連動型株式報酬の算定方法

各対象取締役に交付する譲渡制限付株式(RS)の数は、下記の算定式に従って算定いたします。

【算定式】

各対象取締役に交付する譲渡制限付株式(RS)数 = 基準交付株式数(①) × 支給率(②)

①「基準交付株式数」は、対象取締役の役位、職責等に応じて当社取締役会において決定いたします。

②「支給率」は、評価対象期間における当社取締役会で定める評価指標の達成の有無に応じて、0%若しくは100%が支給される(定められた評価指標を達成しなかった場合は支給されない)ものとなります。

(参考情報)

なお、評価期間を2024年7月1日から2025年6月30日までとする業績連動型株式報酬における評価指標は、2025年6月期の売上高及び調整後営業利益に関する社内定めた目標数値とし、これらの目標数値の達成の有無に基づき、業績連動型株式報酬の支給の有無を決定することを想定しております。

また、対象取締役が以下の当社普通株式の交付要件を満たした場合に限り、対象取締役に当社普通株式(以下、「本割当株式」という)を交付するものといたします。

- ① 一定の非違行為がなかったこと
- ② 評価期間中継続して当社の取締役の地位にあったこと
- ③ 取締役会が定めたその他必要と認められる要件

(3) 譲渡制限付株式割当契約の内容

本割当株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役(本割当株式の発行又は処分に係る当社の取締役会決議の日において当社の取締役、その他当社取締役会で定める地位にある対象取締役に限る)との間で本割当契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

①譲渡制限期間

譲渡制限期間は、原則として、評価期間の終了日から起算して3年が経過する日までとする。譲渡制限期間中、対象取締役は、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

②譲渡制限の解除

対象取締役が、(a)本割当契約に基づき割当てを受けた日から当該割当てを受けた日の属する事業年度の終結の時までの期間(以下「対象期間①」という。)、継続して当社の取締役その他当社取締役会で定める地

位（以下、「本地位」という）にあったことを条件として、本割当株式の3分の1（以下「解除部分①」という。）につき、(b) 本割当契約に基づき割当てを受けた日から当該割当てを受けた日の属する事業年度の次事業年度の終結の時までの期間（以下「対象期間②」という。）、継続して本地位にあったことを条件として、本割当株式から解除部分①を除いた残りの部分の2分の1につき（以下「解除部分②」という。）、(c) 本割当契約に基づき割当てを受けた日から当該割当てを受けた日の属する事業年度の次々事業年度の終結の時までの期間（以下「対象期間③」という。）、継続して本地位にあったことを条件として、本割当株式から解除部分①及び解除部分②を除いた残りの部分につき、いずれも譲渡制限期間の満了日に、譲渡制限を解除する。当社は、譲渡制限期間満了時においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。なお、上記にかかわらず、対象取締役による法令、社内規則又は当該割当契約の違反その他の理由により、当社が本割当株式を無償取得することが相当であると当社取締役会で決議した場合、当社は本割当株式を無償で取得する。

③譲渡制限期間中の退任等の取扱い

当社は、対象取締役が、対象期間①の満了する前に本地位を喪失した場合には当該時点で本割当株式の全部を、対象期間①の満了後対象期間②の満了する前に本地位を喪失した場合には当該時点で本割当株式のうち解除部分①を除いた部分を、対象期間②の満了後対象期間③の満了する前に本地位を喪失した場合には当該時点で本割当株式のうち解除部分①及び解除部分②を除いた部分を、当然に無償で取得する。

④組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、その他当社の取締役会が正当と認める理由がある場合には、必要に応じて、当社の取締役会により合理的に定める時期において、合理的に調整を行った数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。なお、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

⑤その他取締役会で定める事項

本制度に係るその他の内容については取締役会で定め、当該事項を本割当契約の内容とする。

(4) 本制度にかかる金銭報酬債権の総額及び株式総数の上限

本制度に基づき対象取締役に支給する金銭報酬債権の総額は年額6千万円以内、対象取締役が発行又は処分を受ける当社普通株式の総数は年12,000株以内といたします。ただし、上限を超えるおそれがある場合には、当該上限を超えない範囲で、対象取締役に対して交付する株式数を当社取締役会の決議により定められた合理的な方法に従い減少させることといたします。また、本議案が承認可決された日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合その他業績連動型株式として発行又は処分をされる当社普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整いたし

ます。

当社が対象取締役に対して交付する株式総数の上限は、本制度により交付する株式（上限株式数12,000株）と、2021年9月29日開催の第9期定時株主総会においてご承認いただいた譲渡制限付株式報酬制度（上限株式数12,000株）とを合計して、年24,000株ですが、当該株式数の発行済株式総数（2024年6月末現在）に対する割合は約0.04%であり、希釈化率は軽微であると考えております。

(5) 1株当たりの払込金額

本制度により割当てを受ける当社普通株式の1株当たりの払込金額は、株式の割当てに関する取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で、取締役会において決定いたします。

(6) 組織再編等における取扱い

当社は、評価期間開始後に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、評価期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の当社普通株式について、本制度に係る上記報酬枠の範囲内で、当該当社普通株式の交付に代えて、当該当社普通株式に相当する額として当社の取締役会が合理的に算定する額の金銭を支給することができるものといたします。

(7) 今後の本制度の改定について

評価指標、算定方法等の本制度の内容については、経営目標の見直し等に応じて、取締役会決議により、適宜変更する可能性があります。

(ご参考)

(1) 本制度は、当社グループの経営戦略と連動し持続的な成長を支える報酬制度として現状の報酬制度の一部を改定するもので、当社は、一部の執行役員にも本制度と同様の業績連動型株式報酬制度を導入する予定です。

(2) 第3号議案が原案どおり承認可決された場合に変更を予定している「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」の内容は以下のとおりです。

<取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針>

1. 基本方針

- (1) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、以下の基本的な考え方にに基づき決定する。
 - ・ 当社の単年度及び中長期的な経営計画並びに財務目標の達成に加え、持続的な企業価値向上への強固なコミットメントに対するインセンティブとして十分に機能する報酬体系とすること
 - ・ 外部機関による国内外の同業他社の状況等の調査等を鑑みた水準とすること
- (2) 社内取締役の報酬は、(1)の考え方にに基づき、基本報酬（金銭報酬）並びに株式報酬（業績連動型株式報酬及び譲渡制限付株式報酬）により構成する（ただし、株式報酬については日本国内に居住する者のみに付与する。）。
- (3) 社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、(1)の考え方にに基づき、基本報酬（金銭報酬）及び株式報酬（譲渡制限付株式報酬）により構成する（ただし、株式報酬については日本国内に居住する者のみに付与する。）。
- (4) 当社の監査等委員である取締役の報酬は、基本報酬（金銭報酬）及び株式報酬（譲渡制限付株式報酬）により構成するものとし、その職責及び経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役全員の協議により決定する（ただし、株式報酬については日本国内に居住する者のみに付与する。）。

2. 取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

- (1) 基本報酬（金銭報酬）に関する個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬

月例の固定報酬とし、業界水準、当社業績及び従業員給与等の諸般の事情を考慮し決定する。ただし、年間報酬総額の上限を年額1億5,000万円以内（うち社外取締役分年額2,000万円以内）とする。

監査等委員である取締役の基本報酬

月例の固定報酬とし、その職責及び経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役全員の協議により決定する。ただし、年間報酬総額の上限を社外取締役分も含めて、年額2,000万円以内とする。

- (2) 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動型株式報酬制度

監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役を対象とし、単年度及び中長期的な業績目標の達成や企業価値向上へのインセンティブを付与するとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、一定期間継続して当社の取締役等を務めることのほか、業績連動条件（財務指標により算定）を加えた業績連動型株式報酬制度（パフォーマンス・シェア・ユニット制度。以下「PSU制度」という。）を設ける。ただし、株主総会決議に従い、報酬総額の上限を年額6,000万円以内、対象取締役が発行又は処分を受ける当社普通株式の総数は年12,000株以内とする。

PSU制度においては、当社の取締役会で決定する期間を評価期間とし、評価期間において当社の取締役会で決定する財務指標の達成の有無又は達成度合いに応じて定めた支給率により算定した数の当社普通株式（一定期間の譲渡制限を付す場合がある。）を交付する。

当社は、原則として評価期間終了後、対象取締役に金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資させることで、対象取締役に当社普通株式を発行又は処分する。具体的な算定及び株式の発行又は処分は、当社の「パフォーマンス・シェア・ユニット付与規程」に基づき決定する。また、適切な職務執行を促す目的で、評価期間内に重大な職務違反等があった場合には、受給権を喪失する旨の制度設計とする。

譲渡制限付株式報酬制度

監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役並びに監査等委員である取締役を対象とし、中長期的な企業価値向上との連動性を強化した報酬構成とするため、一定期間継続して当社の取締役等を務めることを条件とする譲渡制限付株式等を交付する。原則として、各年の定時株主総会后に、対象取締役に金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資させることで、対象取締役に当社普通株式を発行又は処分する。具体的な株式の発行又は処分は、当社業績及び各役員の実績への寄与度を考慮し、当社の「譲渡制限付株式報酬規程」に基づき決定する。ただし、株主総会決議に従い、以下の金額・数の範囲内での付与としなければならない。

① 監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役

報酬総額の上限を、年額6,000万円以内とし、対象取締役が発行又は処分を受ける当社普通株式の総数を年12,000株以内とする。

譲渡制限付株式報酬は、原則として、毎年交付し、3年間の譲渡制限期間を定める。対象取締役に重大な職務違反等があった場合、当社は、交付した株式を当然に無償で取得する。当社は、対象取締役が、譲渡制限付株式の払込期日から当該払込期日を含む期（以下「第1期」という。）に係る定時株主総会の終結の時まで、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の一部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。また、譲渡制限付株式の払込期日から第1期の次の期（以下「第2期」という。）に係る定時株主総会の終結の時まで、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の一部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。（※第3期に係る定時株主総会の終結の時まで、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の一部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。）

② 監査等委員である取締役

報酬総額の上限を、上記の基本報酬とは別枠で、年額1,500万円以内とし、対象取締役が発行又は処分を受ける当社普通株式の総数を年3,000株以内とする。

譲渡制限付株式報酬は、原則として、毎年交付し、3年間の譲渡制限期間を定める。対象取締役に重大な職務違反等があった場合、当社は、交付した株式を当然に無償で取得する。当社は、対象取締役が、譲渡制限付株式の払込期日から当該払込期日を含む期に係る定時株主総会の終結の時まで、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式のすべてについて、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

その他の非金銭報酬等

ストックオプションその他の非金銭報酬を追加交付する場合は、改めて方針を取り決める。

(3) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定の方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する国内外の企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえた構成とし、当社の持続的成長への適切なインセンティブとして機能するよう設計する。

監査等委員である取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する国内外の企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、職責及び経済情勢等諸般の事情も考慮しながら、監査等委員である取締役の職責に照らし、適切な構成となるよう設計する。

3. 取締役の個人別報酬等の内容についての決定に関する事項

当社の取締役の報酬等は、当社が透明性及び客観性を確保するとともに、効率的に議論するため任意に設置した報酬委員会において審議された後、当該審議結果を踏まえ、報酬の種類ごとに株主総会で決議された報酬総額内で、個別の金額の他、内容も含めて取締役会決議により決定する。なお、報酬委員会の構成員の半数以上は社外取締役とする。

監査等委員である取締役の個別の報酬等については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議により決定する。

以上

事業報告 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループは、スモールビジネス（注1）向けのクラウド会計ソフトとクラウド人事労務ソフトのTAM（注2）について、合計で約1.6兆円と推計（注3）しております。一方、財務関連ソフトウェアを利用する従業員1,000人未満の中小企業及び個人事業主におけるクラウドソリューションへの支出額比率は46.3%であり（注4）、クラウドERP市場の拡大ポテンシャルは高いと認識しております。当社グループは「スモールビジネスを、世界の主役に。」をミッションに掲げ、「だれもが自由に経営できる統合型経営プラットフォーム」の実現を目指してサービスの開発及び提供をしております。

当連結会計年度において、当社グループは、主要サービスである「freee会計」及び「freee人事労務」を中心に機能改善を目的とした開発投資を実施しました。2023年10月から開始したインボイス制度に向けて、「freee支出管理 受取請求書」において請求書の明細をOCRで自動で読み取れる機能等を開発し提供開始しました。また、フリーランス管理ツールの「pasture」事業をエン・ジャパン株式会社より承継し、「freee業務委託管理」としてリリースするなど、M&Aを活用したプロダクト拡充を進めました。さらには、インボイス制度に対応したサービス拡充に向けてsweep株式会社の吸収合併を行いました。また、「freee TOGO World 2024」や「freee Advisor Day 2024」といったイベントを開催するなど、マーケティング活動を推進しました。

このような取り組みの結果、当連結会計年度末におけるプラットフォーム事業（注5）のARR（注6）は前連結会計年度末比26.8%増の26,087百万円、有料課金ユーザー企業数（注7）は同18.1%増の532,637件、ARPU（注8）は同7.4%増の48,977円、当連結会計年度における同事業の売上高は前連結会計年度比32.3%増の25,430百万円、調整後営業損失（注9）は7,562百万円（前連結会計年度は7,195百万円）となりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は前連結会計年度比32.3%増の25,430百万円、調整後営業損失は7,562百万円（前連結会計年度は7,195百万円）、営業損失は8,386百万円（同7,919百万円）、経常損失は8,638百万円（同7,982百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は10,150百万円（同12,338百万円）となりました。

プラットフォーム事業のARR、有料課金ユーザー企業数及びARPU推移

	2020年6月期末	2021年6月期末	2022年6月期末	2023年6月期末	2024年6月期末
ARR (百万円)	7,898	11,268	15,057	20,579	26,087
有料課金ユーザー企業数 (件)	224,106	293,296	379,404	451,088	532,637
ARPU (円)	35,246	38,419	39,686	45,622	48,977

- (注) 1. 「スモールビジネス」とは、個人事業主と従業員が1,000名以下の法人を指す
2. TAM：Total Addressable Marketの略称。当社グループが想定する最大の市場規模を意味する用語であり、当社グループが本資料開示日現在で営む事業に係る客観的な市場規模を示す目的で算出されたものではない。各プロダクトのTAMは、一定の前提の下、外部統計資料をはじめ、プロダクトラインナップ拡充やプラン改定等の当社ビジネスの取り組み状況も踏まえ、国内における全潜在ユーザー企業において各プロダクトが導入された場合の年間支出総金額を当社グループが推計したものであり、その正確性にはかかる統計資料や推計に固有の限界があるため、実際の市場規模はかかる推計値と異なる可能性がある
 3. 国内における当社グループの全潜在ユーザー企業において「freee会計」及び「freee人事労務」が導入された場合の全潜在ユーザー企業による年間支出総金額。全潜在ユーザー企業は、個人事業主と従業員が1,000名未満の法人の合計。（「freee会計」及び「freee人事労務」の全潜在ユーザー企業数（国税庁「令和4年申告所得税」、総務省統計局「令和3年経済センサス活動調査」）×従業員規模別の「freee会計」及び「freee人事労務」の想定年間課金額）
 4. International Data Corporation (IDC) 「Worldwide Software and Public Cloud Services Spending Guide_2024V2」
 5. スモールビジネス向けに展開するクラウドERPの提供や金融サービス等から構成される事業。2022年6月期においては、当社グループの事業全体から、連結子会社の株式会社サイトビジットが提供していた「資格スクエア」事業(2021年12月に売却)を除いたもの
 6. ARR：Annual Recurring Revenueの略称。各期末月のMRR（Monthly Recurring Revenue）を12倍して算出。MRR：Monthly Recurring Revenueの略称。対象月の月末時点における継続課金ユーザー企業に係る月額料金の合計額（一時収益は含まない）
 7. 当社グループのサービスを利用する個人事業主と法人の双方を指す
 8. ARPU: Average Revenue Per Userの略称。1有料課金ユーザー企業当たりの平均単価。各期末時点における合計ARRを有料課金ユーザー企業数で除して算出
 9. 調整後営業利益＝営業利益＋株式報酬費用＋M&Aにより生じた無形資産の償却費用＋その他一時費用

(2) 設備投資についての状況

当連結会計年度中において実施した設備投資の総額は558百万円であり、主な内容はPC等の購入や本社オフィスの設備投資によるものであります。また、当連結会計年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

(3) 資金調達等についての状況

クレジットカード事業における運転資金の効率的な調達を行うため、総額10,000百万円の当座貸越契約等を締結しております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当連結会計年度において、当社を吸収分割承継会社としエン・ジャパン株式会社のフリーランス管理ツール「pasture」事業を吸収分割により承継いたしました。

(5) 対処すべき課題

① スモールビジネス向けクラウドERP市場の拡大

当社グループは、スモールビジネス向けのクラウド会計ソフトとクラウド人事労務ソフトのTAMについて、合計で約1.6兆円と推定（注）しております。一方、財務関連ソフトウェアを利用する従業員1,000人未満の中小企業及び個人事業主におけるクラウドソリューションへの支出額比率は46.3%であり（注）、クラウドERP市場の拡大ポテンシャルは高いと認識しております。

当社グループは、スモールビジネス向けクラウドERP市場におけるリーディングカンパニーとして、市場を引き続き牽引することが重要であると認識しております。

（注）前記「(1) 事業の経過及びその成果」を参照

② 持続可能な社会の実現と、そのための組織体制の整備

「freee会計」、「freee人事労務」をはじめとする各サービスの提供により、だれもが自由に自然体で経営できる環境をつくることで、ユーザーの皆様を通じて、持続可能な社会の実現に貢献することが重要と考えております。また、当社グループが持続可能な組織であるために、多様なバックグラウンドをもった優秀な人材を採用し、強い組織体制を整備することが重要であると認識しております。

上記をはじめとするサステナビリティ推進活動の詳細に関しては、当社グループのWebサイト内の「サステナビリティ」コーナーをご参照ください。

③ 情報管理体制の強化

当社グループは、提供するサービスに関連して多数のユーザー企業の機密情報や個人情報を取り扱っております。これらの情報資産を保護するため、専任の情報セキュリティチームを設置しております。また情報セキュリティ基本方針を定め、この方針に従って情報資産を適切に管理、保護しております。今後も社内教育・研修の実施のほか、システムの強化・整備を実施してまいります。

④ 新規事業の展開

現在、当社グループの収益の大半が「freee会計」や「freee人事労務」等のSaaSサービスから成り立っております。今後も継続的な事業成長の実現に向けて、既存サービスの伸長に加えて、金融サービスや取引プラットフォームにおける新規事業の展開を積極的に検討してまいります。

⑤ 利益及びキャッシュ・フローの創出

当社グループは、事業拡大を目指し、開発投資や顧客獲得活動等に積極的に投資を進めており、創業以来営業損失を計上しております。

当社グループの収益の中心であるSaaSビジネスは、サブスクリプション方式でユーザーに提供しており、継続して利用されることで収益が積み上がるストック型の収益モデルになります。SaaSビジネスにおいては、開発費用やユーザーの獲得費用が先行して計上される特徴があり、短期的には赤字が先行することが一般的です。当社グループは、2024年6月期においても、開発費用やユーザーの獲得費用等に先行投資を行ったため営業損失を計上しておりますが、2025年6月期においては調整後営業利益の黒字化を見込んでおります。

また、SaaSビジネスにおいては、投資効率を計る指標として顧客生涯価値（LTV）（注1）と顧客獲得コスト（CAC）（注2）のバランス（LTV/CAC）が重要であるため、当社グループではこれを重要指標の一つとして顧客獲得活動における投資判断を行ってまいりました。さらに、今後の持続的な成長に向けて、獲得した顧客からの収益増加の状態を示す重要指標としてNet Revenue Retention Rate（注3）を定め、事業の成長性及び収益性を測ってまいります。

これらの指標を基準として効率性を判断し投資していくことが、中長期的に利益及びキャッシュ・フローの最大化に寄与するものと考えております。

- (注) 1. LTV：Life Time Valueの略称。顧客から契約期間（Life Time）を通じてもたらされる価値であり、契約期間×MRR×売上総利益率によって算出
2. CAC：Customer Acquisition Costの略称。顧客の獲得に要するコストであり、セールス活動及びマーケティング活動に係る費用が該当
3. Net Revenue Retention Rateは、該当期間中に、前期の同期間において顧客であったユーザーの該当期間における売上を前期の同期間における売上から除して算出。なお会計事務所の売上増分は顧問先の売上増加を含む

(6) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第9期 (2021年6月期)	第10期 (2022年6月期)	第11期 (2023年6月期)	第12期 (当連結会計年度) (2024年6月期)
売 上 高	10,258,082 千円	14,380,373 千円	19,219,994 千円	25,430,756 千円
経 常 損 失 (△)	△2,719,141 千円	△3,085,882 千円	△7,982,411 千円	△8,638,178 千円
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)	△2,756,177 千円	△11,609,024 千円	△12,338,435 千円	△10,150,671 千円
1 株 当 た り 当期純損失 (△)	△54.88 円	△208.22 円	△215.64 千円	△174.43 円
総 資 産	55,286,315 千円	47,413,069 千円	42,786,885 千円	39,953,073 千円
純 資 産	46,871,624 千円	36,428,622 千円	27,059,061 千円	16,952,345 千円

- (注) 1. 1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第10期の期首から適用しており、第10期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第9期 (2021年6月期)	第10期 (2022年6月期)	第11期 (2023年6月期)	第12期 (当事業年度) (2024年6月期)
売 上 高	10,300,835 千円	13,517,521 千円	18,209,878 千円	24,257,095 千円
経 常 損 失 (△)	△2,540,749 千円	△1,666,202 千円	△7,251,610 千円	△8,156,615 千円
当期純損失 (△)	△2,884,333 千円	△11,527,826 千円	△12,324,481 千円	△10,427,500 千円
1 株 当 た り 当期純損失 (△)	△57.43 円	△206.76 円	△215.40 円	△179.19 円
総 資 産	53,896,327 千円	46,480,433 千円	41,428,118 千円	37,206,251 千円
純 資 産	46,916,007 千円	36,506,510 千円	26,085,198 千円	16,944,961 千円

- (注) 1. 1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第10期の期首から適用しており、第10期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(7) 主要な事業内容 (2024年6月30日現在)

事業	主要製品
プラットフォーム事業	・ freee会計 ・ freee人事労務 ・ freee販売 ・ freee申告 ・ freeeサイン ・ freeeカード Unlimited

(8) 主要な営業所 (2024年6月30日現在)

名称	所在地
本社	東京都 品川区
関西支社	大阪府 大阪市都島区

(9) 従業員の状況 (2024年6月30日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,722 名	423 名増

(10) 主要な借入先の状況 (2024年6月30日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	4,700,000 千円

2. 株式に関する事項（2024年6月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 164,818,764株
 (2) 発行済株式の総数 58,600,020株
 (3) 株主数 8,819名
 (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
佐々木 大輔	11,018千株	18.82 %
MSIP CLIENT SECURITIES	5,812	9.93
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	4,389	7.50
モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	3,186	5.44
株式会社リクルート	2,277	3.89
INTERACTIVE BROKERS LLC	2,276	3.89
横路 隆	2,046	3.49
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	1,652	2.82
MSCO CUSTOMER SECURITIES	1,464	2.50
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	1,168	2.00

（注）持株比率は自己株式（42,930株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付を受けた者の人数
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	10,314 株	3 名
社外取締役 (監査等委員を除く)	-	-
取締役 (監査等委員)	3,000 株	3 名

3. 新株予約権等に関する事項（2024年6月30日現在）

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名 称	第21回新株予約権	第22回新株予約権
保有人数		
取締役（監査等委員及び社外役員を除く）	0名	3名
社外取締役（監査等委員を除く） （社外役員に限る）	0名	0名
取締役（監査等委員）	1名	0名
新株予約権の数	1,500個	12,213個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 4,500株	当社普通株式 12,213株
新株予約権の払込金額	無償	1株当たり 30円
新株予約権の行使に際して出資される財産 の価額	1株当たり 1円	1株当たり 8,240円
新株予約権の行使期間	自 2019年9月29日 至 2027年9月28日	自 2022年10月1日 至 2028年10月29日
新株予約権の行使の条件	(注1)	(注2) (注3)

- (注) 1. 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要する。
2. 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社又は当社関係会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要する。
3. 新株予約権の割当てを受けた者は、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書）に記載された売上高が以下に定める水準を全て満たしている場合に限り、新株予約権を行使することができる。
- (i) 2021年6月期において売上高が9,657百万円を超過した場合
- (ii) 2022年6月期において売上高が13,000百万円を超過した場合
- なお、当該売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。
4. 2019年9月25日付で行った普通株式1株につき3株とする株式分割により「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されている。

4. 会社役員に関する事項（2024年6月30日現在）

(1) 取締役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	佐々木 大 輔	CEO フリーサイン株式会社 取締役（注1）
取 締 役	東 後 澄 人	CPO ウェルスナビ株式会社 社外取締役
取 締 役	横 路 隆	CTO
社外取締役	ユミ ホサカ クラーク	Verdigris Technologies Inc. エグゼクティブアドバイザー
社外取締役 (常勤監査等委員)	内 藤 陽 子	公益社団法人日本監査役協会 監事 フリーファイナンスラボ株式会社 監査役（注2） フリーサイン株式会社 監査役（注1）
社外取締役 (監査等委員)	浅 田 慎 二	One Capital株式会社 代表取締役CEO 株式会社スマレジ 社外取締役 projection-ai株式会社 代表取締役 スタリク株式会社 代表取締役
社外取締役 (監査等委員)	平 野 正 雄	株式会社エム・アンド・アイ 代表取締役社長 早稲田大学 大学院経営管理研究科 教授 株式会社プレイド 社外取締役

- (注) 1. フリーサイン株式会社は、2024年7月1日を効力発生日として当社に吸収合併され、消滅しております。
2. フリーファイナンスラボ株式会社は、2024年7月1日を効力発生日として当社に吸収合併され、消滅しております。
3. 取締役ユミ ホサカ クラーク氏、内藤陽子氏、浅田慎二氏及び平野正雄氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 当社は、監査の実効性を確保するため、監査等委員である内藤陽子氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社は、取締役ユミ ホサカ クラーク氏、内藤陽子氏、浅田慎二氏及び平野正雄氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 監査等委員である内藤陽子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であります。当該保険契約では、被保険者が会社の役員の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担することとしております。ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については、填補されない等の免責事由があります。

(2) 当事業年度に係る取締役の報酬等

1. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は社外役員が過半を占める取締役会において、客観的な視点から議論を重ねたうえで、取締役の報酬の決定方針（以下「決定方針」という。）を決定しております。その概要は下記のとおりです。

決定方針の内容の概要

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、外部機関による調査をもとに、日本国内外の当社と規模や業種・業態の類似する企業を対象に、報酬制度や報酬水準について、当社の現行制度や報酬水準と比較検討したうえ、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、基本報酬（金銭報酬）並びに株式報酬（業績連動型株式報酬及び譲渡制限付株式報酬）により構成しております。ただし、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、基本報酬（金銭報酬）のみとしております。

また、当社の監査等委員である取締役の報酬は、基本報酬（金銭報酬）及び株式報酬（譲渡制限付株式報酬）のみとし、その職責及び経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役全員の協議により決定しております。

基本報酬

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬については、月例の固定報酬とし、業界水準、当社業績及び従業員給与等の諸般の事情を考慮し決定しております。ただし、年間報酬総額の上限を年額1億5,000万円以内（うち社外取締役分年額2,000万円以内）としております。

当社の監査等委員である取締役の基本報酬については、月例の固定報酬とし、その職責及び経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役全員の協議により決定しております。ただし、年間報酬総額の上限を社外取締役分も含めて、年額2,000万円以内としております。

業績連動報酬等並びに非金銭報酬

a. 業績連動型株式報酬制度

監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役を対象とし、中長期的な企業価値向上に向けた取組や株主との一層の価値共有を進めることを目的として、一定期間継続して当社の取締役等を務めることを条件とするほか、業績連動条件（株価評価）を加えた業績連動型株式報酬制度（パフォーマンス・シェア・ユニット制度。以下「PSU」という。）を導入し、原則として、基本報酬及び次に定める譲渡制限付株式報酬とは別枠で設定しております。ただし、株主総会決議に従い、報酬総額の上限を年額6,000万円以内、対象取締役が発行又は処分を受ける各役務提供期間に係る当社普通株式の総数は年12,000株以内としております。

PSUの内容は、各年の定時株主総会の日の属する月の翌月から3年間を評価期間（以下「評価期間」という。）とし、対象取締役に対して、評価期間における当社株式成長率と東証株価指数を構成する各銘柄との比較に応じて算定する数の当社普通株式を交付します。

当社は、原則として評価期間終了後、対象取締役に金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資させることで、対象取締役に当社普通株式を発行又は処分します。具体的な算定及び株式の発行又は処分は、当社の「パフォーマンス・シェア・ユニット付与規程」に基づき決定しております。また、適切な職務執行を促す目的で、評価期間内に重大な職務違反等があった場合には、受給権を喪失する旨の制度設計としております。

b. 譲渡制限付株式報酬制度

監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役並びに監査等委員である取締役を対象とし、中長期的な企業価値向上との連動性を強化した報酬構成とするため、一定期間継続して当社の取締役等を務めることを条件とする譲渡制限付株式等を交付し、原則として、基本報酬及び業績連動型株式報酬とは別枠で設定し、各年の定時株主総会后に、当社業績及び各役員の業績への寄与度を考慮し、当社の「譲渡制限付株式報酬規程」に基づき交付しております。ただし、株主総会決議に従い、以下の金額・数の範囲内での付与としなければならないこととしております。

①監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役

報酬総額の上限を年額6,000万円以内とし、対象取締役が発行又は処分を受ける当社普通株式の総数を年12,000株以内としております。

②監査等委員である取締役

報酬総額の上限を年額1,500万円以内とし、対象取締役が発行又は処分を受ける当社普通株式の総数を年3,000株以内としております。譲渡制限付株式報酬は原則として毎年交付し、3年間の譲渡制限期間を定めております。対象取締役に重大な職務違反等があった場合、当社は、交付した株式を当然に無償で取得するものとします。当社は、対象取締役が、譲渡制限付株式の払込期日から当該払込期日を含む期に係る定時株主総会の終結の時まで、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全てについて、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。

c. その他の非金銭報酬等

ストックオプションその他の非金銭報酬を追加交付する場合は、改めて方針を取り決めます。

決定方法

当社における個別の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会の決議により決定しております。なお、取締役の個別の報酬については、取締役会で個別の金額を開示した上で決議するものとし、取締役会に付議する当該議案については、事前に社外取締役に相談のうえ上程しなければならないこととしております。

監査等委員である取締役の個別の報酬等については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

取締役の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が決定方針と整合していること並びに監査等委員会及び社外取締役からの意見が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

2. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2021年9月29日開催の第9期定時株主総会において年額1億5,000万円以内（うち社外取締役分は年額2,000万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名（うち社外取締役1名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2021年9月29日開催の第9期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬について年額6,000万円以内、業績連動型株式報酬について年額6,000万円以内（合計年額1億2,000万円以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）は3名です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2021年9月29日開催の第9期定時株主総会において社外取締役分も含めて年額2,000万円以内と決議しております。また、当該金銭報酬とは別枠で、2021年9月29日開催の第9期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬について年額1,500万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役3名）です。

3. 取締役の報酬等の総額

	人数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬
				業績連動型株式	譲渡制限付株式
取締役（監査等委員を除く）	4名	83,716千円	55,560千円	1,750千円	26,406千円
（うち、社外取締役）	1名	6,000千円	6,000千円	- 千円	- 千円
取締役（監査等委員）	4名	23,308千円	16,200千円	- 千円	7,108千円
（うち、社外取締役）	4名	23,308千円	16,200千円	- 千円	7,108千円
合計	8名	107,025千円	71,760千円	1,750千円	33,514千円

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 非金銭報酬として、監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役並びに監査等委員である取締役に対して譲渡制限付株式報酬を交付しております。上記「譲渡制限付株式」は、当事業年度に費用計上した金額を記載しております。
3. 業績連動報酬として、監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役に対して、業績連動型株式報酬制度を導入しております。業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、評価期間における当社株主総利回り（以下、「TSR」）と東証株価指数（以下、「TOPIX」）を構成する全銘柄にかかるTSRとの比較に応じて算出される業績目標達成度であり、当該業績指標を選定した理由は、当該報酬に市場の評価を反映し株主との利害共有度を高め、中長期的な企業価値向上に向けた取り組みを進めることができると判断したからであります。業績連動報酬等の額の算定方法は次のとおりです。
- ・交付株式数 = 基準交付株式数 × 株式交付割合
 - ・基準交付株式数：当社取締役会において対象取締役の役位等に応じて決定
 - ・株式交付割合：
 - ① 当社TSRがTOPIX全銘柄の50パーセント未満の場合：0%
 - ② 当社TSRがTOPIX全銘柄の50パーセント以上75パーセント未満の場合：50%
 - ③ 当社TSRがTOPIX全銘柄の75パーセント以上95パーセント未満の場合：100%
 - ④ 当社TSRがTOPIX全銘柄の95パーセント以上の場合：150%
- 本報酬は業績指標に係る評価期間を3年間、それぞれ2021年10月から2024年9月、2022年10月から2025年9月、2023年10月から2026年9月としておりますので、当事業年度における業績指標の実績はありません。上表中の「業績連動型株式」は、当事業年度に費用計上した金額を記載しております。
4. 上記には、2023年9月28日開催の第11期定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員である社外取締役1名を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先	重要な兼職先と当社との関係
社外取締役	ユミ ホサカ クラーク	Verdigris Technologies Inc. エグゼクティブアドバイザー	重要な取引その他の関係はありません。
社外取締役 (監査等委員)	内藤 陽子	公益社団法人日本監査役協会 監事 フリーファイナンスラボ株式会社 監査役(注1) フリーサイン株式会社 監査役 (注2)	社外取締役内藤陽子は、当社の子会社であるフリーファイナンスラボ株式会社及びフリーサイン株式会社の監査役でありましたが、両社は、2024年7月1日を効力発生日として当社に吸収合併され、消滅しております。
	浅田 慎二	One Capital株式会社 代表取締役CEO 株式会社スマレジ 社外取締役 projection-ai株式会社 代表取締役 スタリク株式会社 代表取締役	重要な取引その他の関係はありません。
	平野 正雄	株式会社エム・アンド・アイ 代表取締役社長 早稲田大学 大学院経営管理研究科 教授 株式会社プレイド 社外取締役	重要な取引その他の関係はありません。

(注) 1. フリーファイナンスラボ株式会社は、2024年7月1日を効力発生日として当社に吸収合併され、消滅しております。

2. フリーサイン株式会社は、2024年7月1日を効力発生日として当社に吸収合併され、消滅しております。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	ユミ ホサカ クラーク	取締役会 15/15回 (100%)	フィンテック業界における知識と経験に基づき経営戦略や投資、プロダクト、リスクマネジメント等について幅広い提言を積極的に行っています。また、グローバルかつ客観的な観点からの発言を通じて、取締役会の議論におけるダイバーシティの向上に貢献しています。
社外取締役 (監査等委員)	内藤 陽子	取締役会 15/15回 (100%) 監査等委員会 14/14回 (100%)	公認会計士としての高い専門性と豊富な経験に基づき、客観的かつ高度な視点から、広い視野に立って、当社の経営全般について監査・監督を行っています。また、常勤監査等委員として社内重要会議への出席や役員からのヒアリング等を通じて、当社の業務執行やコンプライアンスの状況に関して積極的にモニタリングを行っています。
	浅田 慎二	取締役会 15/15回 (100%) 監査等委員会 14/14回 (100%)	SaaS業界や投資事業等における豊富な知見と経験に基づき、独立した客観的な立場から監査・監督を行っています。また、広い視野に立って、当社の経営全般や投資案件等について積極的な提言を行っているほか、事業計画について、策定時の助言やモニタリング等を行っております。
	平野 正雄	取締役会 10/10回 (100%) 監査等委員会 10/10回 (100%) (注1)	経営コンサルタントや大学教授、経営者としての豊富な経験に基づき、当社の経営全般に対し実効性の高い助言・監督を行っています。また、新たに設置した任意の報酬委員会では、開催された全ての回に出席し、委員長として役員報酬等に関する議論を主導し、当社のコーポレートガバナンスの向上に寄与しています。

(注) 1. 同氏は、2023年9月28日開催の第11期定時株主総会終結の時をもって新たに取締役に就任したため、上記の取締役会等の出席状況は、当該就任以降に開催された取締役会等を対象としております。

2. 取締役会及び監査等委員会の実施回数について、書面開催分については、集計外としております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と、社外取締役であるユミ ホサカ クラーク氏、内藤陽子氏、浅田慎二氏及び平野正雄氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれ

か高い額としております。

なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無い場合に限られます。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	44,000 千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	64,656 千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、主に国際保証業務基準等に基づく内部統制の整備・運用状況に関わる保証業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、内部統制システム整備に関する基本方針を定め、内部統制システムの整備・運用を行っています。その概要は、以下のとおりであります。

(内部統制システム整備に関する基本方針)

a. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業が継続、発展していくためには、全ての取締役・使用人が法令遵守の精神のもと、公正で高い倫理観を持って行動することが必要不可欠であると認識しております。

- (a) 取締役は、社会の一員として企業倫理・社会規範に則した行動を行い、健全な企業経営に努めます。
- (b) 業務執行を担う取締役は、取締役会の適切な意思決定に基づき、各々委嘱された業務を執行するとともに、業務執行の状況を適切かつ迅速に取締役会に報告します。
- (c) 取締役会は、「取締役会規程」、「業務分掌規程」等の職務の執行に関する規程を制定し、取締役・使用人は定められた規程に従い、業務を執行します。
- (d) 「コンプライアンス規程」を定めるとともに、代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を定期的に開催し、当社グループのコンプライアンスに関する報告・協議を実施しております。また、コンプライアンスに関する継続的な教育・普及活動に努めます。
- (e) 内部通報制度を整備し、コンプライアンス違反となるような事象の早期発見につなげ、適切に対応できる体制を構築します。
- (f) 定期的実施する内部監査では、法令、定款及び社内規程に準拠し業務が適正に行われているかについて、法令遵守をはじめとしたコンプライアンス、財務報告の信頼性、業務の有効性・効率性の状況について監査するとともに、その結果を代表取締役および取締役会並びに監査等委員会に速やかに報告する体制を構築します。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る取締役会議事録その他重要な会議の議事録、契約書、稟議書等の情報については、「文書管理規程」等の規程に基づき、文書又は電磁的記録文書として記録し安全かつ適正に保管及び管理します。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は事業活動上の重大な危険、損害の恐れ（リスク）については、「リスク管理規程」を定めるとともにリスク管理委員会を定期的に開催し、全社的なリスクの把握、評価及び対策のモニタリングを実施し、リスク発生の未然防止に努めております。リスクが顕在化した際は、リスク管理責任者の指示のもと、迅速かつ的確な対応を行うとともに、損失・被害等を最小限にとどめる体制を整えております。

また、外部機関を活用した与信管理や、法律事務所との協働による重要な法律問題への対応を通じて法的リスクの軽減に努めております。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、「取締役会規程」により定められた事項及び「職務権限一覧」

に該当事項として定められた事項については、全て取締役会に付議することを遵守して、重要事項の決定を行います。また、取締役会では定期的に各取締役から職務執行状況の報告を受け、職務執行の妥当性及び効率性の監督等を行います。

日常の職務執行については、「業務分掌規程」等の規程に基づき権限の委譲を行い、権限と責任を明確にして迅速な職務の執行を確保するとともに、必要に応じて規程の見直しを行い、取締役の職務執行が適正かつ効率的に行われる体制を構築しております。

e. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社において、損失の危険の管理、取締役による効率的な職務執行、取締役及び使用人による法令及び定款に適合した職務執行、並びに取締役の職務執行状況の当社への報告が適切になされるよう、以下の取組みを行います。

- (a) 当社は子会社に対して、子会社の取締役又は監査役として当社役職員を派遣し、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の業務執行状況を管理・監督します。
- (b) 子会社の経営上の重要な意思決定については、当社において、事前に審議し、事後に報告を受けます。
- (c) 内部監査人は、「内部監査規程」に基づき、子会社の内部監査を行います。
- (d) 監査等委員会は、当社の取締役及び使用人から、子会社管理の状況について報告又は説明を受け、必要に応じ、子会社に対し、事業の報告を求め、又は子会社の業務及び財産の状況を調査します。

f. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

当社は、必要に応じて、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を配置します。

g. 前号の使用人の取締役（監査等委員を除く。）からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する監査等委員会による指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員補助者として使用人を配置した場合の当該使用人は、その職務に関して監査等委員会の指揮命令のみに服し、取締役（監査等委員を除く。）及び使用人から指揮命令を受けないこととします。また、当社は、当該使用人の人選、人事異動、人事評価等について、監査等委員会と協議し、補助使用人の独立性についても十分留意するものとします。

h. 監査等委員会への報告に関する体制

取締役（監査等委員を除く。）及び使用人は、業務執行に関して重大な法令・定款違反及び不正行為の事実又は当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査等委員会に報告します。

当社は、監査等委員会に対して報告を行った取締役及び使用人に対していかなる不利益も与えません。

i. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において確認の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

j. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 監査等委員会は、代表取締役と定期的な会合を持ち、当社が対処すべき課題、当社を取り巻くリスク、監査等委員会による監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行います。
- (b) 監査等委員会は、必要に応じて、会計監査人及び内部監査人と連携を図り、情報交換を行うとともに監査の効率性及び実効性の確保を図ります。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当社における「内部統制システム整備に関する基本方針」に基づく、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

a. 取締役の職務執行

(a) 当事業年度は定時取締役会を12回、臨時取締役会を3回開催し、全ての回で社外取締役、監査等委員を含む全取締役が出席いたしました。また、開催にあたっては、重要論点にフォーカスした資料記載、書面決議の活用、適切な権限委譲等により取締役会運営の効率化を図り、事業計画の進捗状況、プロダクト開発や投資等の重要戦略、及び社内のコンプライアンス、リスク管理、人的資本戦略などのガバナンス上の主要テーマについてより活発な議論がなされるよう努めました。

(b) より透明性を確保しながら効率的に取締役の報酬体系等を議論するため、半数以上を社外取締役から選任する任意の報酬委員会を新たに設置いたしました。

b. コンプライアンス及びリスク管理

(a) 四半期に1回以上、代表取締役および常勤監査等委員等が出席するコンプライアンス委員会を開催しています。また、全役職員のコンプライアンス意識の維持・向上のため「法務・コンプライアンス研修」、「インサイダー取引防止研修」等を実施しています。また、コンプライアンスに関する様々な疑問や問題を当社グループ全役職員が社内の担当者や社外（監査等委員、弁護士）に相談できる窓口を設け、法令違反やハラスメントの早期発見と迅速な調査・対応に努めています。

(b) 四半期に1回以上、代表取締役および常勤監査等委員等が出席するリスク管理委員会を開催し、当社グループのリスクの調査、把握、評価及び改善活動、並びに対応状況の確認などを行うことで当社グループのリスク管理を適切に行いながら、リスクの最小化に努めております。

(c) コンプライアンス委員会、リスク管理委員会で議論された重要テーマについて、取締役会及び監査等委員会に報告を行っています。

(d) インターネットを介して顧客にサービスを提供するSaaS企業として、社内および利用するパブリッククラウド等のシステム障害やセキュリティインシデントの未然防止と発生時の対応を重要な責務と認識し、CISO（最高情報セキュリティ責任者）から代表取締役及び当社取締役CTO（最高技術責任者）へ定期的にプロダクトの品質管理およびセキュリティの運用状況に関する報告が行われています。更に、顧客に提供するプロダクトに対してセキュリティの専門組織であるPSIRT主導で脆弱性診断及びペネトレーションテスト等を実施し、脆弱性の早期発見およびサイバー攻撃に伴うセキュリティインシデントの未然防止に努めています。

c. 内部監査の実施

内部監査については、内部監査人が内部監査計画に基づき当社グループにおける法令遵守をはじめとしたコンプライアンス、財務報告の信頼性、業務の有効性・効率性の状況について監査を実施し、代表取締役及び取締役会並びに監査等委員会に報告を行っております。

d. 監査等委員の職務執行

監査等委員会では、リスク認識についてのディスカッションを経て策定した監査計画に基づき監査を実施いたしました。監査等委員は、取締役会の他、リスク管理委員会などの重要な会議への出席や各取締役との意見交換、重要書類の閲覧、役職員へのヒアリングといった監査手続を通して、経営に対する監査等を行う他、内部監査人及び会計監査人との情報共有、連携を図り、監査を効果的かつ効率的に実施できるよう努めております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置付けておりますが、現段階では、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。このことから創業以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本としており、その他年1回中間配当を行うことができる旨及び上記の他に基準日を設けて剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。また、当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当にかかる決定機関を取締役会とする旨を定款で定めております。

本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。
また比率は、表示単位未満を四捨五入しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	38,431,931	流動負債	21,385,990
現金及び預金	31,750,897	短期借入金	4,700,000
売掛金	2,679,108	未払金	1,053,644
立替金	2,288,431	未払費用	2,566,843
その他	1,742,416	未払法人税等	241,478
貸倒引当金	△28,922	前受収益	11,356,998
固定資産	1,521,141	賞与引当金	315,737
有形固定資産	－	その他	1,151,288
建物附属設備	12,187	固定負債	1,614,737
減価償却累計額	△12,187	資産除去債務	1,530,954
建物附属設備 (純額)	－	長期未払金	10,000
工具、器具及び備品	122,258	その他	73,782
減価償却累計額	△122,258	負債合計	23,000,728
工具、器具及び備品 (純額)	－	(純資産の部)	
投資その他の資産	1,521,141	株主資本	16,723,673
投資有価証券	361,758	資本金	26,348,152
敷金及び保証金	894,642	資本剰余金	42,133,180
その他	315,539	利益剰余金	△51,757,334
貸倒引当金	△50,799	自己株式	△324
		その他の包括利益累計額	51,312
		その他有価証券評価差額金	12,318
		繰延ヘッジ損益	34,333
		為替換算調整勘定	4,661
		新株予約権	177,358
		純資産合計	16,952,345
資産合計	39,953,073	負債純資産合計	39,953,073

連結損益計算書

(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		25,430,756
売上原価		4,439,025
売上総利益		20,991,730
販売費及び一般管理費		29,378,405
営業損失		8,386,675
営業外収益		
講演料等収入	650	
法人税等還付加算金	55	
債務消滅益	2,858	
その他	4,842	8,407
営業外費用		
支払利息	19,628	
為替差損	17,839	
投資事業組合運用損	29,303	
支払手数料	97,366	
株式交付費	3,901	
譲渡制限付株式報酬償却損	85,099	
その他	6,771	259,910
経常損失		8,638,178
特別利益		
固定資産売却益	15,164	
投資有価証券売却益	2,553	
新株予約権戻入益	19,026	36,744
特別損失		
減損損失	1,472,903	
投資有価証券評価損	2,481	1,475,384
税金等調整前当期純損失		10,076,818
法人税、住民税及び事業税	37,373	
法人税等調整額	11,240	48,614
当期純損失		10,125,432
非支配株主に帰属する当期純利益		25,238
親会社株主に帰属する当期純損失		10,150,671

連結株主資本等変動計算書
(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	25,640,623	41,555,929	△41,606,663	△281	25,589,608
当期変動額					
新株の発行	520,200	520,200			1,040,400
新株予約権の行使	76,529	76,529			153,059
株式交換による変動	110,799	△110,799			－
自己株式の取得				△324	△324
自己株式の処分		2			2
自己株式の消却		△281		281	－
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		91,598			91,598
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)			△10,150,671		△10,150,671
株主資本以外の項目の当期変動額					
当期変動額合計	707,529	577,250	△10,150,671	△42	△8,865,934
当期末残高	26,348,152	42,133,180	△51,757,334	△324	16,723,673

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	105,385	25,085	9,306	139,776	328,770	1,000,906	27,059,061
当期変動額							
新株の発行							1,040,400
新株予約権の行使							153,059
株式交換による変動							－
自己株式の取得							△324
自己株式の処分							2
自己株式の消却							－
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							91,598
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)							△10,150,671
株主資本以外の項目の当期変動額	△93,067	9,247	△4,644	△88,463	△151,411	△1,000,906	△1,240,782
当期変動額合計	△93,067	9,247	△4,644	△88,463	△151,411	△1,000,906	△10,106,716
当期末残高	12,318	34,333	4,661	51,312	177,358	－	16,952,345

連結注記表

(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数

5社

連結子会社の名称

フリーファイナンスラボ株式会社

フリービズ株式会社

フリーサイン株式会社

Likha-iT Inc

他1社

前連結会計年度において連結子会社でありました、Why株式会社は2023年7月1日付で、sweep株式会社は2024年1月1日付で当社が吸収合併したため、連結の範囲から除いております。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日は、連結決算日と一致しています。

(3) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ. 棚卸資産

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

ハ. デリバティブ

時価法によっております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 15年

工具、器具及び備品 4～8年

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

④重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

⑤重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は連結決算日の直物為替相場、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑥のれんの償却方法及び償却期間

個別案件ごとに判断し、合理的な年数（5年～15年）で均等償却しております。

⑦収益及び費用の計上基準

当社グループの主たる事業のプラットフォーム事業においては、主にクラウドを利用した会計ソフト等のサービスを提供しております。これらのサービスについては、契約期間中、常にサービスが利用可能であり、当該履行義務が時の経過にわたり充足されるため、契約期間に応じて期間按分し、収益を認識しております。

⑧重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- ①ヘッジ手段……………為替予約
- ②ヘッジ対象……………外貨建予定取引

(3) ヘッジ方針

為替相場変動に伴うリスクの軽減を目的に、将来の支払見込額等に基づき実施しており、投機的な取引は行っておりません。

(4) ヘッジ有効性の評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件は同一であり、かつヘッジ開始以降も継続して相場変動を相殺するものと想定できるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

2. 表示方法の変更

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「流動資産」の「その他」に含めて表示しておりました「立替金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損 (のれんを除く)

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失 668,662千円

②識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

有形固定資産は、主にPC等の工具器具備品等です。

当社グループは、事業単位を基準とした管理会計の区分に従って資産のグルーピングを行っております。有形固定資産及び無形固定資産について、減損の兆候があり減損損失を認識するかどうかの判定を行う場合には、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額を見積っております。

当連結会計年度末においては、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、固定資産に対して、主要な資産の残存耐用年数等を見積り期間とし、中長期経営戦略で想定しているグループ事業計画に基づく将来キャッシュ・フローと固定資産の帳簿価額を比較した結果、有形固定資産及び無形固定資産を全額減損処理しております。なお、当社グループの減損判定にあたっては、資産グルーピング(事業単位)をプラットフォーム事業一体として扱っております。

また、翌連結会計年度に取得した固定資産については、資産計上したうえで減損損失を計上する可能性があります。

(2) のれんの評価

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失 804,241千円

②識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

pasture事業を吸収分割により事業を承継した際に発生したものです。

当社グループは、のれんが帰属する事業単位を基準とした管理会計の区分に従って資産のグルーピングを行っております。のれんについて、減損の兆候があり減損損失を認識するかどうかの判定を行う場合には、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分別の将来計画に基づいて、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額を見積っております。

当連結会計年度において、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、のれんに対して、主要な資産の残存耐用年数を見積り期間とし、中長期経営戦略で想定しているグループ事業計画に基づく将来キャッシュ・フローと固定資産の帳簿価額を比較した結果、のれんを全額減損処理しております。減損判定にあたっての資産グルーピング（事業単位）をプラットフォーム事業一体として扱っているため、本減損損失の判定においてはM&Aに伴うのれんを含む固定資産を対象としており、のれんの減損は個別事業の実績に起因するものではありません。

4. 連結貸借対照表に関する注記

担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

流動資産（その他） 478,670千円

担保付債務は、次のとおりであります。

短期借入金 2,500,000千円

上記の他、宅地建物取引業法に基づく営業保証金として以下のものを法務局に供託しております。

敷金及び保証金 10,000千円

5. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当社グループは、以下の資産について減損損失を計上いたしました。

(1) 減損損失を認識した資産

種類	減損損失
建物附属設備	72,503 千円
工具、器具及び備品	489,949 千円
のれん	804,241 千円
ソフトウェア	98,870 千円
ソフトウェア仮勘定	7,337 千円

(2) 減損損失の認識に至った経緯

当連結会計年度において、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、のれん及びその他固定資産に対して、主要な資産の残存耐用年数等を見積り期間とし、中長期経営戦略で想定しているグループ事業計画に基づく将来キャッシュ・フローと固定資産の帳簿価額を比較した結果、有形固定資産及び無形固定資産を全額減損処理しております。

(3) 資産のグルーピング方法

当社グループは、事業単位を基準とした管理会計の区分に従って資産のグルーピングを行っております。

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は使用価値によって測定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額をゼロとしております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 58,600,020株

(2) 自己株式の種類及び株式数

普通株式 42,930株

(3) 当連結会計年度末における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 691,926株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い短期的な預金等に限定しております。資金調達については、資金計画に基づき事業に必要な資金を第三者割当増資等によって調達しておりますが、必要に応じて銀行借入等も合わせて検討していきます。デリバティブ取引については、為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び立替金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は主に本社オフィス等の賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金及び未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

投資有価証券については、発行体の信用リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であります。

短期借入金金融サービスに係る資金調達でございます。変動金利の短期借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

営業債権については与信管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握することにより、保有状況を継続的に見直しております。

ロ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、一定の手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

ハ、市場リスク（為替の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建の営業債務等に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的に為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って実行されております。短期借入金の変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、定期的に市場の金利状況を把握しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（注1）をご参照ください。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金及び保証金	894,642	873,802	△20,840
資産計	894,642	873,802	△20,840
長期未払金	10,000	9,901	△98
負債計	10,000	9,901	△98
デリバティブ取引（※2）	49,485	49,485	—

（※1）現金及び預金、売掛金、立替金、短期借入金、未払金及び未払法人税等については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を純額で表示しております。

（注1）市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式（※1）	31,713
投資事業組合出資金及び匿名組合出資金（※2）	330,045

（※1）非上場株式については、市場価格がないため、時価開示の対象とはしておりません。

（※2）投資事業組合出資金及び匿名組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	31,750,897	—	—	—
売掛金	2,679,108	—	—	—
立替金	2,288,431	—	—	—
敷金及び保証金	10,000	797,610	—	87,032
合計	36,728,437	797,610	—	87,032

(注3) 短期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
短期借入金	4,700,000	—	—	—	—
合計	4,700,000	—	—	—	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

1. 時価をもって連結貸借対照表価額とする金融資産

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引	—	49,485	—	49,485
資産計	—	49,485	—	49,485

2. 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	－	873,802	－	873,802
資産計	－	873,802	－	873,802
長期未払金	－	9,901	－	9,901
負債計	－	9,901	－	9,901

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

デリバティブ取引

通貨関連取引の時価の算定は、取引先金融機関から入手した時価情報によっており、レベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価の算定は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値によっており、レベル2の時価に分類しております。

負 債

長期未払金

長期未払金の時価の算定は、国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値によっており、レベル2の時価に分類しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産	286円47銭
1株当たり当期純損失	174円43銭

9. 企業結合等に関する注記

(取得による企業結合)

エン・ジャパン株式会社のフリーランス管理ツール「pasture」事業の吸収分割

(1) 企業結合の概要

① 相手企業の名称及び取得した事業の内容

相手企業の名称：エン・ジャパン株式会社

取得した事業の内容：フリーランス管理ツール「pasture」事業

② 企業結合を行った主な理由

当社は、「スモールビジネスを、世界の主役に。」をミッションに掲げ、「だれもが自由に経営できる統合型経営プラットフォーム」の実現を目指して統合型クラウドERPを中核としたサービスの開発及び提供をしております。「pasture」は、フリーランス・業務委託との取引を一元化することで契約から発注・請求・支払までのプロセスを効率化すると同時に、下請法、インボイス制度、電子帳簿保存法など各種法令に対応した取引を実現できるクラウドサービスです。

本吸収分割により、当社の統合型クラウドERPにおける受発注管理、および下請法・今後施行予定のフリーランス新法を中心とした法令対応の強化を目指すとともに、当社の持つ顧客基盤を活かした「pasture」の提供拡大を図ってまいります。これらを通じて、freeグループとしてフリーランスやスモールビジネスが活躍する世界に向けて益々強く後押しをしてまいります。

(注) フリーランス新法とは「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」を指します。

③ 企業結合日

2023年12月12日

④ 企業結合の法的形式

当社を吸収分割承継会社とし、エン・ジャパン株式会社を吸収分割会社とする吸収分割

⑤ 結合後企業の名称

変更はありません。

⑥ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価としてエン・ジャパン株式会社の事業を承継したためであります。

(2) 連結財務諸表に含まれる取得した事業の業績の期間

2023年12月12日から2024年6月30日まで

(3) 取得した事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得対価	現金	940,000	千円
取得原価		940,000	千円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー等に対する報酬・手数料等 7,255 千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれん 804,241 千円

② 発生原因

主に、将来の事業展開によって期待される超過収益力であります。

③ 償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

なお、当該のれんの全額を減損処理しております。

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産 167,121 千円

固定資産 106,208 //

資産合計 273,330 千円

流動負債 137,571 //

負債合計 137,571 千円

(7) 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及び算定方法

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(共通支配下の取引等)

簡易株式交換によるフリーサイン株式会社の完全子会社化

(1) 取引の概要

①結合当事企業の名称及び事業の内容

被結合当事企業の名称：フリーサイン株式会社

事業の内容：電子契約サービス「freeサイン」の企画、開発、販売

②企業結合日

2024年6月30日

③企業結合の法的形式

当社を株式交換完全親会社とし、フリーサイン株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換

④結合後企業の名称

変更はありません。

⑤その他取引の概要に関する事項

本株式交換は、当社がフリーサイン株式会社の全株式を取得して完全子会社化することにより法務・契約領域を含む統合型クラウドERPの価値向上に資することを目的としております。

(2)実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

(3)子会社株式の追加取得に関する事項

①取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得対価	普通株式	221,598 千円
取得原価		221,598 千円

②株式の種類別の交換比率及び交付した株式数

	当社 (株式交換完全親会社)	フリーサイン株式会社 (株式交換完全子会社)
株式交換比率	1	0.46
株式交換により交付した株式数	当社普通株式：91,494株	

③株式交換比率の算定方法

当社は、本株式交換比率の検討に際し、その公平性・妥当性を確保するため、独立した第三者算定機関であるブリッジコンサルティンググループ株式会社（以下「ブリッジコンサルティング」といいます。）にフリーサイン株式会社の株式価値の算定を依頼しました。株式交換比率の算定において、上場会社である当社の株式価値については、市場価格が存在していることから、市場価格法を用いて算定し、フリーサイン株式会社の株式価値については、ブリッジコンサルティングの算定結果を踏まえて、交渉の上決定されたものであります。

(4) 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

①資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

②非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の金額 221,598 千円

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、その主たる事業であるプラットフォーム事業において、「統合型経営プラットフォーム」としてプロダクト・サービスを一体的に提供しております。当該プラットフォーム事業において、顧客との契約から生じる収益は、一定の期間にわたり顧客に移転されるサービスから生じる収益と、一時点で顧客に移転されるサービスから生じる収益によって構成されております。一定の期間にわたり顧客に移転されるサービスから生じる収益には、サブスクリプション（継続課金）方式による収益が含まれます。また、一時点で顧客に移転される財又はサービスから生じる収益には、導入支援サービスによる収益の一部、金融サービスによる収益等が含まれますが、当該収益の金額的重要性は現時点において乏しいと判断しております。

これらの点に加え、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」第80-10項及び第80-11項、並びに企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」第106-3項から第106-5項を総合的に勘案し、収益の分解情報の記載を省略しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益と理解するための基礎となる情報

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等〔(3)会計方針に関する事項 ⑦収益及び費用の計上基準〕に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債の残高等

	当連結会計年度（千円）
契約負債（期首残高）	8,940,008
契約負債（期末残高）	11,356,998

(注) 1. 契約負債である前受収益は、顧客から契約期間分の料金を一括で受領すること等による前受収益で、サービス提供期間にわたり売上高への振替がなされます。

(注) 2. なお、当社グループでは、主に当初に予定される顧客との契約期間が1年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

11. 重要な後発事象

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表 (2024年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	34,670,548	流動負債	18,665,615
現金及び預金	28,012,757	短期借入金	2,500,000
売掛金	2,624,054	未払金	1,136,336
前払費用	1,150,602	未払費用	2,548,199
関係会社短期貸付金	2,550,000	未払法人税等	233,853
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	1,215,000	前受収益	11,053,109
その他	174,016	賞与引当金	315,737
貸倒引当金	△1,055,883	その他	878,378
固定資産	2,535,703	固定負債	1,595,674
有形固定資産	—	資産除去債務	1,530,954
建物附属設備	10,657	株式報酬引当金	16,080
減価償却累計額	△10,657	長期未払金	10,000
建物附属設備 (純額)	—	その他	38,639
工具、器具及び備品	119,779	負債合計	20,261,290
減価償却累計額	△119,779	(純資産の部)	
工具、器具及び備品 (純額)	—	株主資本	16,720,951
投資その他の資産	2,535,703	資本金	26,348,152
投資有価証券	361,758	資本剰余金	42,253,912
関係会社株式	973,178	資本準備金	34,296,361
敷金及び保証金	876,791	その他資本剰余金	7,957,550
関係会社長期貸付金	67,200	利益剰余金	△51,880,788
その他	304,750	その他利益剰余金	△51,880,788
貸倒引当金	△47,976	繰越利益剰余金	△51,880,788
		自己株式	△324
		評価・換算差額等	46,651
		その他有価証券評価差額金	12,318
		繰延ヘッジ損益	34,333
		新株予約権	177,358
		純資産合計	16,944,961
資産合計	37,206,251	負債純資産合計	37,206,251

損益計算書

(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		24,257,095
売上原価		4,326,834
売上総利益		19,930,261
販売費及び一般管理費		28,308,709
営業損失		8,378,448
営業外収益		
受取利息	6,712	
受取手数料	339,732	
講演料等収入	650	
債務消滅益	2,858	
その他	11,706	361,661
営業外費用		
株式交付費	3,901	
投資事業組合運用損	29,303	
為替差損	12,372	
譲渡制限付株式報酬償却損	80,539	
その他	13,712	139,828
経常損失		8,156,615
特別利益		
固定資産売却益	15,164	
投資有価証券売却益	2,553	
新株予約権戻入益	19,026	
貸倒引当金戻入額	144,282	181,026
特別損失		
投資有価証券評価損	2,481	
減損損失	1,464,172	
関係会社事業損失引当金繰入額	13,238	
関係会社株式評価損	951,705	
その他	392	2,431,990
税引前当期純損失		10,407,579
法人税、住民税及び事業税	19,920	19,920
当期純損失		10,427,500

株主資本等変動計算書

(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	25,640,623	33,588,832	7,957,829	41,546,661	△41,453,287	△41,453,287
当期変動額						
新株の発行	520,200	520,200		520,200		
新株予約権の行使	76,529	76,529		76,529		
株式交換による変動	110,799	110,799		110,799		
自己株式の取得						
自己株式の処分			2	2		
自己株式の消却			△281	△281		
当期純損失					△10,427,500	△10,427,500
株主資本以外の項目 の当期変動額						
当期変動額合計	707,529	707,528	△278	707,250	△10,427,500	△10,427,500
当期末残高	26,348,152	34,296,361	7,957,550	42,253,912	△51,880,788	△51,880,788

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△281	25,733,715	105,385	25,085	130,470	221,012	26,085,198
当期変動額							
新株の発行		1,040,400					1,040,400
新株予約権の行使		153,059					153,059
株式交換による変動		221,598					221,598
自己株式の取得	△324	△324					△324
自己株式の処分		2					2
自己株式の消却	281	-					-
当期純損失		△10,427,500					△10,427,500
株主資本以外の項目 の当期変動額			△93,067	9,247	△83,819	△43,653	△127,473
当期変動額合計	△42	△9,012,764	△93,067	9,247	△83,819	△43,653	△9,140,237
当期末残高	△324	16,720,951	12,318	34,333	46,651	177,358	16,944,961

個別注記表

(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

其他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

③デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 15年

工具、器具及び備品 4～8年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

株式報酬引当金

役員への株式報酬制度における報酬支払いに備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(5) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

10年間の定額法により償却しております。

(7) 収益及び費用の計上基準

当社の主たる事業のプラットフォーム事業においては、主にクラウドを利用した会計ソフト等のサービスを提供しております。これらのサービスについては、契約期間中、常にサービスが利用可能であり、当該履行義務が時の経過にわたり充足されるため、契約期間に応じて期間按分し、収益を認識しております。

(8) ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- ①ヘッジ手段……………為替予約
- ②ヘッジ対象……………外貨建予定取引

(3) ヘッジ方針

為替相場変動に伴うリスクの軽減を目的に、将来の支払見込額等に基づき実施しており、投機的な取引は行っておりません。

(4) ヘッジ有効性の評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件は同一であり、かつヘッジ開始以降も継続して相場変動を相殺するものと想定できるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 659,931千円

②識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

有形固定資産は、主にPC等の工具器具備品等です。

当社は、事業単位を基準とした管理会計の区分に従って資産のグルーピングを行っており、プラットフォーム事業の単一事業であることから、全社を一つの単位としてグルーピングを行っております。有形固定資産及び無形固定資産について、減損の兆候があり減損損失を認識するかどうかの判定を行う場合には、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額を見積っております。

当事業年度末においては、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、固定資産に対して、主要な資産の残存耐用年数を見積り期間とし、中長期経営戦略で想定している事業計画に基づく将来キャッシュ・フローと固定資産の帳簿価額を比較した結果、有形固定資産及び無形固定資産を全額減損処理しております。

また、翌事業年度に取得した固定資産については、資産計上したうえで減損損失を計上する可能性があります。

(2) のれんの評価

①当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 804,241千円

②識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

pasture事業を吸収分割により事業を承継した際に発生したものです。

当社は、のれんが帰属する事業単位を基準とした管理会計の区分に従って資産のグルーピングを行っております。のれんについて、減損の兆候があり減損損失を認識するかどうかの判定を行う場合には、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分別の将来計画に基づいて、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額を見積っております。

当事業年度において、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、のれんに対して、主要な資産の残存耐用年数を見積り期間とし、中長期経営戦略で想定している事業計画に基づく将来キャッシュ・フローと固定資産の帳簿価額を比較した結果、のれんを全額減損処理しております。減損判定にあたっての資産グルーピング（事業単位）をプラットフォーム事業一体として扱っているため、本減損損失の判定においてはM&Aに伴うのれんを含む固定資産を対象としており、のれんの減損は個別事業の実績に起因するものではありません。

3. 貸借対照表に関する注記

担保資産及び担保付債務

(1) 子会社の資産を担保に供しております。担保に供している資産は、次のとおりであります。

流動資産（その他）	478,670千円
-----------	-----------

担保付債務は、次のとおりであります。

短期借入金	2,500,000千円
-------	-------------

(2) 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。

フリーファイナンスラボ株式会社	2,200,000千円
-----------------	-------------

(3) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	95,858千円
--------	----------

短期金銭債務	111,292千円
--------	-----------

4. 損益計算書に関する注記

(1) 一般管理費に含まれる研究開発費	7,896,369千円
---------------------	-------------

(2) 関係会社との取引高

営業取引高

営業収入	4,406千円
------	---------

営業費用	301,267千円
------	-----------

営業取引以外の取引高

営業外収益	353,736千円
-------	-----------

(3) 関係会社株式評価損

関係会社株式評価損の主な内容は、実質価額が著しく低下し、かつ回復可能性が認められない関係会社株式の帳簿価額を、減額したことによる損失です。

フリーファイナンスラボ株式会社	696,868千円
-----------------	-----------

フリーサイン株式会社	246,669千円
------------	-----------

透明書店株式会社	8,167千円
----------	---------

(4) 関係会社事業損失引当金繰入額

関係会社事業損失引当金繰入額は、関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を費用処理したことによるものです。

swEEP株式会社 13,238千円

(5) 貸倒引当金戻入額

貸倒引当金戻入額は、当社連結子会社に対する貸付金に対する貸倒引当金を取り崩したことにより計上したものです。

フリーファイナンスラボ株式会社 156,488千円

フリーサイン株式会社 12,547千円

swEEP株式会社 △24,754千円

(6) 減損損失

当社は、以下の資産について減損損失を計上いたしました。

①減損損失を認識した資産

種類	減損損失
建物附属設備	71,649 千円
工具、器具及び備品	482,073 千円
のれん	804,241 千円
ソフトウェア	98,870 千円
ソフトウェア仮勘定	7,337 千円

②減損損失の認識に至った経緯

当事業年度において、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、のれん及びその他固定資産に対して、主要な資産の残存耐用年数を見積り期間とし、中長期経営戦略で想定している事業計画に基づく将来キャッシュ・フローと固定資産の帳簿価額を比較した結果、有形固定資産及び無形固定資産を全額減損処理しております。

③資産のグルーピング方法

当社は、事業単位を基準とした管理会計の区分に従って資産のグルーピングを行っております。

④回収可能価額の算定方法

回収可能価額は使用価値によって測定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額をゼロとしております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数
 普通株式 42,930株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、税務上の繰越欠損金、関係会社株式評価損、減損損失及び減価償却費等であり、繰延税金負債の発生の原因は、為替予約及びその他有価証券評価差額金であります。

なお、繰延税金資産については、回収可能性を勘案した結果、全額を評価性引当額として計上しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等 の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	フリーサイン 株式会社	(所有) 直接100	役員の兼任 商品の販売等	事業資金の 貸付け(注1)	-	1年内回収予 定の関係会社 長期貸付金 (注3)	1,200,000-
				事業資金の 貸付けの利息	3,609	-	-
				商品の販売 (注2)	339,732	受取手数料	339,732
子会社	フリー ファイナンスラボ 株式会社	(所有) 直接100	役員の兼任 経営管理	事業資金の 貸付け(注1)	1,550,000	関係会社 短期貸付金 (注3)	2,550,000
				債務保証 (注4)	2,200,000	-	-
				被債務保証 (注5)	2,500,000	-	-
				増資の引受 (注6)	1,600,000	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 事業資金の貸付けについては、市場金利を勘案して両者の合意に基づき決定しております。なお、取引金額には、当期における純増減額を記載しております。

(注2) 商品の販売について、価格その他の取引条件は、当社との関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。

(注3) 子会社への貸付金に対し、1,030,448千円の貸倒引当金を計上し、当事業年度において169,036千円の貸倒引当金戻入額を計上しております。

(注4) 銀行借入について債務保証を行っております。なお、保証料は受領していません。

(注5) 当社の銀行借入に対して行われているものであります。なお、保証料の支払は行っていません。

(注6) 増資の引受については、子会社が行った増資を全額引き受けたものであります。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等 の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	川合 純一	(被所有) 直接1.5	当社取締役 監査等委員	新株予約権の 行使(注)	11,998	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 当事業年度のストック・オプションの権利行使による払込金額を記載しております。

8. 収益認識に関する注記

連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産	286円35銭
1株当たり当期純損失	179円19銭

10. 重要な後発事象

該当事項はありません。

11. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、当事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となります。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年8月23日

フリー株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 杉山 正樹
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 有吉 真哉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フリー株式会社の2023年7月1日から2024年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フリー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年8月23日

フリー株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 杉山 正樹
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 有吉 真哉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フリー株式会社の2023年7月1日から2024年6月30日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年7月1日から2024年6月30日までの第12期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年8月26日

フリー株式会社 監査等委員会

常勤社外監査等委員内 藤 陽 子 ㊟

社外監査等委員 浅 田 慎 二 ㊟

社外監査等委員 平 野 正 雄 ㊟

(注) 常勤監査等委員内藤陽子、監査等委員浅田慎二及び監査等委員平野正雄は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

スモールビジネスを、
世界の主役に。



free のツバメキャラクター Sweee (スイー)

